

船舶事故等調査報告書

平成24年8月30日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2012広第56号	
事故等種類	衝突（かき筏）	
発生日時	平成24年3月24日（土） 02時45分ごろ	
発生場所	広島県江田島市大奈佐美島北東方沖 江田島市所在の安芸絵ノ島灯台から真方位110° 1,800m付近 （概位 北緯34° 17.1′ 東経132° 22.8′）	
事故等調査の経過	平成24年4月2日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	船種船名、総トン数 プレジャーボート <sup>みろく</sup> 三六丸、長さ5.95m 船舶番号、船舶所有者等 270-30357広島、個人所有	
乗組員等に関する情報	船長、二級小型船舶操縦士	
死傷者等	なし	
損傷	本船 なし かき筏 枠組みの竹材に擦過傷	
事故等の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者1人を乗せ、大奈佐美島北東方沖を北西進中、かき筏に設置された標識灯を見落とし、平成24年3月24日02時45分ごろかき筏に船首部が衝突した。	
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南西、風力 4～5、視界 良好 海象：波高 約0.5m	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし 本船は、大奈佐美島北東方沖を北西進中、船長が、適切な見張りを行っていなかったことから、かき筏に設置された標識灯に気付かず、かき筏に衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が、大奈佐美島北東方沖を北西進中、船長が、適切な見張りを行っていなかったため、かき筏に設置された標識灯に気付かず、かき筏に衝突したことにより発生したものと考えられる。	
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・夜間にかき筏が設置されている海域を航行する際は、標識灯を見落とさないよう見張りを厳重に行うこと。	